

エールラボえひめプロジェクト認定審査基準

1 趣旨

この審査基準は、エールラボえひめプロジェクト認定審査部会委員（以下「委員」という。）が、愛媛県デジタルプラットフォーム「エールラボえひめ」（以下「エールラボ」という。）に係るプロジェクトの認定に関して審査に必要な事項を定めるものとします。

2 用語の定義

この基準において使用する用語は、エールラボえひめ認定プロジェクト制度実施要綱（令和3年4月1日施行）において使用する用語の例によるものとします。

3 審査方法

審査は、次の3つの視点に基づき実施するものとします。

（1）審査対象外案件でないことの確認

次の項目に該当するものは、審査対象外とします。

- | |
|---|
| ① 法令又は公序良俗に違反するもの |
| ② 宗教活動、政治活動、特定の思想を普及することを目的とする活動、マルチ商法及びその類似行為、単なる営業活動その他行政が支援することが不適切であるもの |
| ③ 自らが直接課題に対して行動しようとするものではないもの及び他人に依頼する等間接的な手段を取ろうとするもの |

（2）認定の妥当性

認定の妥当性を判断するため、次の項目に関して審査を行います。

項目	審査のポイント
①公共性	特定の利害関係者だけでなく、地域社会に利益をもたらすものか
②波及効果	他の地域への広がりや他の事例への横展開が期待されるか
③プロジェクトの精度	目的に対して、実行性のある具体的な計画となっているか
④実施体制	プロジェクト遂行に必要なメンバーが参画しているか
⑤応募者の熱意	応募者は熱意を持って取り組んでいるか
⑥社会の共感	このプロジェクトが社会のニーズに合致するなど社会の共感が得られるか

(3) 加算点の付与

デジタルへの親和性が高いなど、委員が評価すべき顕著な点があると認めた場合には、加算点を付与することができます。

項目	審査のポイント
・デジタルとの親和性 ・新規性 など	評価理由を記載